

議案第 3 号

瑞穂町防災会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 3 月 5 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）の改正及び瑞穂町防災会議の委員の追加のため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町防災会議条例の一部を改正する条例

瑞穂町防災会議条例（昭和 3 9 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「定めることを目的とする」を「定めるものとする」に改める。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第 2 条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

第3条第5項各号を次のように改める。

(1) 指定地方行政機関の職員

(2) 自衛隊に属する者

(3) 東京都知事の部内の職員

(4) 警視庁の警察官

(5) 東京消防庁の消防吏員

(6) 町職員

(7) 瑞穂町教育委員会の教育長

(8) 瑞穂町消防団員

(9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

(10) 自主防災組織（法第5条第2項の自主防災組織をいう。）

を構成する者又は学識経験のある者

(11) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

第3条第6項中「前項の」を削り、同条第7項及び第8項を次のように改める。

7 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

8 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の瑞穂町防災会議条例第3条第5項の規定により委嘱され、又は任命された委員は、この条例による改正後の瑞穂町防災会議条例第3条第5項の規定により委嘱され、又は任命された委員とみなす。

瑞穂町防災会議条例 新旧対照表

新	旧
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。<u>以下「法」という。</u>)第 16 条第 6 項の規定に基づき、瑞穂町防災会議(以下「<u>防災会議</u>」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u></p> <p><u>(3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。</u></p> <p><u>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u></p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 から 4 略</p> <p>5 略</p> <p><u>(1) 指定地方行政機関の職員</u></p> <p><u>(2) 自衛隊に属する者</u></p> <p><u>(3) 東京都知事の部内の職員</u></p> <p><u>(4) 警視庁の警察官</u></p> <p><u>(5) 東京消防庁の消防吏員</u></p> <p><u>(6) 町職員</u></p> <p><u>(7) 瑞穂町教育委員会の教育長</u></p> <p><u>(8) 瑞穂町消防団員</u></p> <p><u>(9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役</u></p>	<p><u>(目的)</u></p> <p>第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号_____)第 16 条第 6 項の規定に基づき、瑞穂町防災会議(以下「<u>防災会議</u>」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 瑞穂町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u></p> <p><u>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u></p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 から 4 略</p> <p>5 略</p> <p><u>(1) 指定地方行政機関の職員</u></p> <p><u>(2) 東京都知事の部内の職員</u></p> <p><u>(3) 警視庁の警察官</u></p> <p><u>(4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者</u></p> <p><u>(5) 瑞穂町教育委員会の教育長</u></p> <p><u>(6) 瑞穂町消防団員のうちから町長が任命する者</u></p> <p><u>(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員</u></p>

員又は職員

(10) 自主防災組織(法第 5 条第 2 項の自主防災組織をいう。)を構成する者又は学識経験のある者

(11) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

6 委員の総数は、30 人以内とする。

7 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

8 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 条及び第 5 条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の瑞穂町防災会議条例第 3 条第 5 項の規定により委嘱され、又は任命された委員は、この条例による改正後の瑞穂町防災会議条例第 3 条第 5 項の規定により委嘱され、又は任命された委員とみなす。

6 前項の委員の総数は、30 人以内とする。

7 第 5 項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

第 4 条及び第 5 条 略